

検 討 協 議 会 資 料

<参考1（資料1）>

『愛西市人口ビジョン及び愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）』の抜粋

市企画課（広報「あいさい」2月号掲載）

○ 愛西市人口ビジョン

市の特徴：合計特殊出生率の低下、晩婚化傾向。30歳代～40歳代前半及びその子どもの10歳未満の年齢層の社会増

⇒人口減少、少子高齢化進行

将来の方向性： ①自然減を抑制する取組

②社会減を抑制し社会増を促進する取組

③人口減少・高齢化に対応する取組

⇒安定的な人口構造の保持（年少人口：15歳未満、15歳以上～64歳未満：生産年齢、65歳以上：高齢者の割合）

*様々な取組をしても2040年には、現在より約8,000人減少の予想あり

○ 愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略 4つの基本目標と施策・事業の提示

1 まちの活力を高め、将来につながるしごとづくりで『働いてみた愛まち』

新規企業の誘致、工業団地事業所新設企業の奨励、既存産業の活性化など

2 あいさいの魅力を発信し、人の流れをよびこむ『行ってみた愛まち』

市の魅力の発信と観光振興、移住・定住の促進、居住環境を高める環境整備

3 若い世代・子育て世代に選ばれる『子育てしてみた愛まち』

結婚サポート、妊娠・出産・子育て支援、子育て家庭への支援など

4 安全・安心を市民との共生でうみだす『住み続けてみた愛まち』

高齢者を支える体制づくり、集約型まちづくり、地域防災力向上支援、コミュニティ活動の活性化など

<参考2（資料2）>

『愛西市都市計画マスタープラン』の概要版

*市全体や佐屋地区、立田地区、八開地区、佐織地区の開発などの計画

（例）新規企業の誘致、工業団地事業所新設企業の奨励、既存産業の活性化などについて

<参考3（資料3-1～3）>

『愛西市公共施設等総合管理計画（案）』の概要版及び検討の進捗状況

*学校の施設設備に関する計画

<参考4（資料4）>

『愛西市の人口推計』

*子どもの数の動向を把握するため

<参考5>

『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き』の抜粋（文科省H27.1.27）

1 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

（1）教育的な観点

・能力の伸長、社会的自立、国家・社会の形成者としての資質の育成

・学校教育の目的・目標の実現

（次代に求められる教育内容や指導方法改善の勘案、保護者・地域住民との共通理解）

（2）地域コミュニティの核としての配慮

・防災、保育、地域交流の場、地域の未来の担い手である子供たちを育む場

(3) 地理的要因や地域の事情による小規模校の存続

次のような場合は尊重されるべき

- ・ 学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている
- ・ 適正規模化を進めることが困難
- ・ 小規模校を存続させることが必要

2 適正規模・適正配置（通学条件）について

- ・ 学校規模標準（12学級以上～18学級以下）、学級定員基準（1学級40人、2の学年編成16人で1学年を含む場合は8人）は弾力的運用
- ・ 学級数・教職員数が少ないことによる学校運営上の課題、学校運営上の課題が児童生徒に与える影響（39項目）と利点（9項目）の例示

＜望ましい学級数の考え方＞

（小学校） ・ 複式学級を解消するため1学年1学級以上（6学級以上）

・ 学年でクラス替え、学級を超えた集団、同学年に複数の教員配置など

（中学校） ・ 学年でクラス替え、学級を超えた集団、同学年に複数の教員配置

・ 免許外指導の解消（全ての授業で教科担任による学習指導には9学級を確保）など

＜学級の児童生徒数（学年単学級の場合）＞

（少ないことによる利点）

・ きめ細かな指導

・ リーダー経験や発言の機会の増加 など

（少なすぎることによる課題）

・ 班活動やグループ分けの固定化

・ 協働的な学習で取り上げる課題の制約

・ 集団活動や行事の教育効果の低下

・ 男女比の偏り

・ 一部の考えに引っ張られがち

・ 教員と児童生徒の心理的距離が近くなりすぎ など

＊ 複式学級解消は重要な課題、1学級の最低児童生徒数を定める例あり

＜学校全体の児童生徒数＞

学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少ない場合の課題。

・ 班活動やグループ分けの固定化

・ 協働的な学習で取り上げる課題の制約

・ 集団活動や行事の教育効果の低下

・ 男女比の偏り

・ 部活動の種類の制約

・ 上級生と下級生のコミュニケーションの減少

・ 学習や進路選択の模範となる先輩の減少 など

＊ 学校全体の児童生徒数を定める例あり

＜適正配置（通学条件）＞

通学距離 小学校「おおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内」は目安として妥当

通学時間 「おおむね1時間以内」は一応の目安として妥当

＊ 通学距離・通学時間とも地域の実情に応じて基準を設定

3 小規模校を存続させる場合の教育の充実

＜メリットの最大化策＞

・ 少人数を生かした指導の充実

・ 特色あるカリキュラム編成

＜デメリットの緩和策＞

・ 社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保

・ 切磋琢磨する態度、向上心を高める方策

・ 教職員体制の整備

・ 教育資源の有効活用

<参考6>

学校選択制について

(学校教育法施行令第5条)

教育委員会は市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定する。

(学校教育法施行規則第32条1項)

就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。

「学校選択制」とは、保護者の意見をふまえて教育委員会が就学校を指定する場合をいう。

【種類】

自由選択制 : 市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

ブロック選択制 : 市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

隣接区域選択制 : 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

特認校制 : 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

特定地域選択制 : 従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるもの